

人間ドック・脳ドック補助

	国民健康保険加入者	後期高齢者医療加入者
対象	<ul style="list-style-type: none"> 受診時点で35歳以上75歳未満のかた 納期の到来している国民健康保険税を完納しているかた 人間ドック(脳ドックも可能な限り)の健診項目に、特定健康診査の健診項目(欄外下※参照)が含まれていること 年度内に、特定健康診査を受診していないかた 	<ul style="list-style-type: none"> 納期の到来している後期高齢者医療保険料を完納しているかた 年度内に国民健康保険で補助を受けていないかた 年度内に後期高齢者医療健康診査を受診していないかた
補助額	検査費用の2/3以内(補助限度額27,000円) ※年度内に1回で、人間ドックまたは脳ドックいずれか	
申請・持ち物	申請	申請
	持ち物	持ち物
白岡中央総合病院 蓮田病院 新久喜総合病院 で受ける場合	①希望する指定医療機関に予約 ②保険年金課で補助申請をし、利用券を受取 ③予約日に指定医療機関に利用券を提出	①本人確認書類(運転免許証など) または 後期高齢者医療資格確認書 ②特定健康診査 または 健康診査の受診券(受診する年度のもの)
その他の病院 で受ける場合	受診後(受診した年度の翌年度8月末まで)に 保険年金課で補助申請 ※補助金は後日、世帯主の口座に振込	受診後(受診した年度の翌年度8月末まで) に保険年金課で補助申請 ※補助金は後日、受診者の口座に振込
	①本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど) ②領収書(原本) ③振込口座のわかるもの(世帯主のもの) (世帯主以外の口座に振り込みを希望する場合は委任状が必要。) ④人間ドック または 脳ドックの受診結果 (特定健康診査の項目が確認できること。 脳ドックを受診されたかたも可能な限り、 特定健康診査の項目の受診結果をご提示ください。) ⑤特定健康診査の受診券(受診した年度のもの)	①資格確認書 ②領収書(原本) ③受診者の振込口座がわかるもの ④人間ドック または 脳ドックの受診結果 ⑤健康診査の受診券(受診した年度のもの)

※身体計測(身長・体重・BMI・腹囲)/血圧測定/血糖検査(空腹時血糖またはヘモグロビンA1c)/肝機能検査(AST(GOT)・ALT(GPT)・γ-GT(γ-GTP))/脂質検査(中性脂肪・HDL コレステロール・LDL コレステロールまたは Non-HDL コレステロール)/尿検査(尿糖・尿たん白)/総合判定(所見有無・判定医師名)以下は、検査実施していれば結果を添付・・・貧血検査(ヘマトクリット値・色素量・赤血球数)/心電図/腎機能検査(血清クレアチニン(eGFR)・尿酸)

問合せ 保険年金課国民健康保険担当、後期高齢者医療担当

4月
から

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の 特別徴収(年金天引き)を開始します

対象

保険税(料)を納付書や口座振替で納めていて、①または②に該当するかた
令和7年4月2日～10月1日に

- ① 同じ世帯の国民健康保険の加入者が全員65～74歳になった世帯主のかた
- ② 後期高齢者医療制度に加入したかた(新たに転入されたかたを含む。)

次のかたは対象外

- ① 特別徴収から口座振替へ納付方法を変更したかた
- ② 年金が年額180,000円未満のかた
- ③ 介護保険料との年金天引き額の合計額が年金額の1/2を超えるかた

年金天引きが始まるかたには、4月上旬に通知書を送付します。

問合せ 保険年金課国民健康保険担当、後期高齢者医療担当